

国会議員関係政治団体の主な事務スケジュール

平成 20 年 1 月 1 日

10 月 1 日

12 月 31 日

- ・ 国会議員関係政治団体である旨の異動届
2号団体に対しては、届出の前に、国会議員等から“国会議員関係政治団体に該当するため届出をする必要がある”旨を通知。2号団体は異動届の際に併せてこの通知を提出。

平成 21 年 1 月 1 日

12 月 31 日

- ・ 1円以上の全ての支出について領収書等の徴収・保存（保存は要旨公表日から3年間）
- ・ 1円以上の全ての支出について、領収書等を徴し難い事情があるときは、徴難明細書又は支出目的書（銀行振込の場合）を作成・保存（保存は要旨公表日から3年間）

平成 22 年 1 月 1 日

5 月 31 日

- ・ 1件1万円超の支出（人件費以外）は明細を平成21年分の収支報告書に記載
- ・ 平成21年分の支出について、登録政治資金監査人の監査を受ける（収支報告書、会計帳簿、明細書、領収書等、徴難明細書等、振込明細書）
- ・ その上で、①平成21年分の収支報告書、②1件1万円超の支出（人件費以外）の領収書等の写し、③政治資金監査報告書を提出

11 月 30 日

- ・ 形式審査
- ・ 要旨公表
- ・ 要旨公表以後、1件1万円以下の支出（人件費以外）領収書等の写しに関する新たな公開制度開始